

関係官庁への届け出

オフィス移転に伴い必要になる関係官庁への届け出について、ご紹介します。

手続き先	手続き内容	窓口	添付書類	提出期限
法務局 (登記所)	(1) 本店移転 本店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録または 株主総会議事録取締役議 事録	移転日から2週間以内
	(2) 支店移転 支店移転登記申請書	旧所轄登記所 商業法人係	取締役会議事録	移転日から3週間以内
税務署	事業年度、納税地、その他の変更異動 届書、本店移転登記申請書	新・旧納税地所轄税務署	移転手続完了後の 登記簿謄本	異動後遅滞なく
	給与支払事業所等の 開設・移転・廃止届書	新・旧納税地所轄税務署	登記簿謄本または登記する 事項にあつては、変更の事 実を証明できる書類の写し	移転日から1ヶ月以内
都道府県 税事務所	事業開始等申告書	新・旧税務事務所	登記簿謄本	事業開始の日から10日以内
社会保険 事務所	適用事業所所在地・ 名称変更（訂正）届	旧社会保険事務所	各社会保険事務所では必要 な書類が異なる可能性あり	5日以内
公共職業 安定所	事業主事業所各種変更届	新所轄事務所適用係	-	変更のあった日から10日以内
労働基準 監督署	労働保険名称・所在地等変更届	《同一管轄内での移転の場合》 その所轄監督署 《同県内での管轄外への移転の 場合》 新所轄監督署	-	保険関係が成立した日の翌日から 10日以内
	労働保険概算・増加概算・確定保険 料申告書、労働保険関係成立届	《県外への移転の場合》 旧所轄監督署へ廃止届を提出し 新所轄監督署へ成立届を提出	-	・労働保険確定保険料申告書は保 険関係が消滅した翌日から50日以 内 ・労働保険概算保険申告書は保険 関係が成立した日から50日以内 ・成立届は保険関係が成立した日の 翌日から10日以内
	労働基準法に関するもの。適用事業報 告書（様式23号の2）、その他に就業 規則（変更）届、時間外労働・休日 労働に関する協定届	新所轄監督署へ新規として提出 （同県内と県外への移転時）	-	遅滞なく
	安全衛生法に関するもの。安全管理者 選任報告（様式第3号）・衛生管理 者選任報告（様式第4号）・産業医 選任報告（書式第4号）	新所轄監督署へ新規として提出	免許証の写し（安全管理 者以外）	遅滞なく
警察署	車庫証明	新所轄警察署	-	-
消防署	防火管理者選任届	新所轄消防署予防課	-	遅滞なく
郵便局	転居届	旧受持郵便局	-	転居判明後、速やかに
電話・ 回線会社	(1) 電話架設申込 (既契約の電話の移設)	各種窓口及び電話（116番）	-	移転日が確定したら速やかに
	(2) 電話架設申込(新規申込)		-	
	(3) 旧ビルの電話撤去依頼		-	

お電話でのお問い合わせ

リーシング営業部

0120-983-031

受付時間：9:30～18:00（平日）

〒100-6019

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

TEL：03-6758-3130

FAX：03-5510-1538